

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の状況

(単位:%)

区 分	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
江別市数値	— (—)	— (—)	5.1 (5.6)	— (1.3)
早期健全化基準	11.95 (11.97)	16.95 (16.97)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)	

※各比率の算出結果が負の値の場合、「—」と表示する。

※()は令和3年度決算における数値

【健全化判断比率算出根拠】

1. 実質赤字比率 (単位:千円、%)

一般会計等 実質収支 ①	標準財政規模 ②	実質赤字比率 ①/②*△100
1,296,188	27,192,012	△ 4.76

※実質収支が黒字のため、実質赤字比率の算出結果は負の値となる。(健全化判断比率では「—」と表示する。)

2. 連結実質赤字比率 (単位:千円、%)

一般会計等 実質収支 ①	特別会計 実質収支 ②	企業会計資金 不足・剰余額 ③	連結実質収支 ④=①+②+③	標準財政規模 ⑤	実質赤字比率 ④/⑤*△100
1,296,188	626,335	2,588,996	4,511,519	27,192,012	△ 16.59

※連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率の算出結果は負の値となる。(健全化判断比率では「—」と表示する。)

3. 実質公債費比率 (単位:%)

令和2年度 (単年度) ①	令和3年度 (単年度) ②	令和4年度 (単年度) ③	3か年平均 (①+②+③)/3
5.46328	5.45626	4.52950	5.1

4. 将来負担比率 (単位:千円、%)

将来負担額 ①	充当可能 財源等 ②	標準財政規模 ③	算入公債費等 ④	将来負担比率 (①-②)/(③-④)*100
48,358,834	51,355,845	27,192,012	2,834,979	△ 12.3

※将来負担額より充当可能財源等が大きいため、将来負担比率の算出結果は負の値となる。(健全化判断比率では「—」と表示する。)

水道事業会計資金不足比率の報告について

(1) 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— %	20.0 %

※資金不足がない場合は、「—」で表示する。

(2) 資金不足比率算出根拠

(単位：千円、%)

	①	②	③	④	⑤
	水道事業会計	流動負債の額 801,907 (a) (控除企業債等) 272,138 (b)	算入地方債の額	流動資産の額 2,238,659 (c)	解消可能 資金不足額
					(③-①-②+④)
	(a-b) 529,769	0	(c) 2,238,659	0	1,708,890
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	資金不足額	営業収益	受託工事収益	営業収益 - 受託工事収益 (⑦-⑧)	資金不足比率 (⑥/⑨×100)
	0	2,264,639	27,383	2,237,256	0

※②の算入地方債の額とは、地方財政法施行令第15条第1項第2号に掲げる額をいう。

※⑤の資金不足額・剰余額が、正の値の場合は資金剰余額、負の値の場合は資金不足額となる。

※⑤の項目で資金不足額(負の値)がある場合は、⑥の項目で正の値で表示され、資金不足額がない場合は、⑥の項目は0となる。

下水道事業会計資金不足比率の報告について

(1) 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— %	20.0 %

※資金不足がない場合は、「—」で表示する。

(2) 資金不足比率算出根拠

(単位：千円、%)

	①	②	③	④	⑤
	下水道事業会計	流動負債の額 962,158 (a) (控除企業債等) 837,087 (b)	算入地方債の額	流動資産の額 1,005,177 (c)	解消可能 資金不足額
					(③-①-②+④)
	(a-b) 125,071	0	(c) 1,005,177	0	880,106
	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	資金不足額	営業収益	受託工事収益	営業収益 - 受託工事収益 (⑦-⑧)	資金不足比率 (⑥/⑨×100)
	0	2,112,550	0	2,112,550	0

※②の算入地方債の額とは、地方財政法施行令第15条第1項第2号に掲げる額をいう。

※⑤の資金不足額・剰余額が、正の値の場合は資金剰余額、負の値の場合は資金不足額となる。

※⑤の項目で資金不足額(負の値)がある場合は、⑥の項目で正の値で表示され、資金不足額がない場合は、⑥の項目は0となる。

令和4年度決算に基づく病院事業会計の資金不足比率について

1 資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0%

※資金不足額がない場合は、「—」で表示する。

2 資金不足比率算出根拠

(単位:千円、%)

	1	2	3	4	5
病院事業会計	流動負債の額	算入地方債の額	流動資産の額	解消可能 資金不足額	資金不足額 ・剰余額
	2,496,536 (a) (控除企業債等) 654,925 (b)	※特別減収対策企業債		(a) 通常分 1,404,316 (b) 算入地方債 607,500	(3-1-2+4)
	(a-b) 1,841,611	607,500	1,479,883	2,011,816	1,042,588
	6	7	8	9	10
資金不足額 (比率算出用)	営業収益	受託工事収益	営業収益－ 受託工事収益 (7-8)	資金不足比率 (6/9×100)	
0	6,257,210	0	6,257,210	0.0	

※2の算入地方債の額とは、地方財政法施行令第15条第1項第2号に掲げる額をいう。

※5の資金不足額・剰余額が、正の値の場合は資金剰余額、負の値の場合は資金不足額となる。

※5の項目で資金不足額(負の値)がある場合は、6の項目で正の値で表示され、資金不足額がない場合は、6の項目は0となる。